

## ■ 検認に必要な提出書類一覧表

\*平成27年5月31日現在在籍、平成27年4月1日現在20歳以上の被扶養者すべて  
(但し、平成27年1月1日以降認定者は除く)

該当する下記の書類をすべて提出してください。(コピーでも結構です)

- \*下記書類以外でも当健保組合が必要とする書類の提出を求めることがあります。
- \*公的書類は直近又は本年4月以降に発行したものを提出願います。
- \*雇用保険を受給している場合は被扶養者として認定できません。(日額¥3,612以上)

		同居でなくてもよい人			同居が条件の人			書類取扱先			
		配偶者	実父母	子・ 弟妹・ 孫	義父母	兄弟	その他				
生計維持関係を証明するもの	被扶養者が同居が条件の人、 <b>(注1) 被保険者と別姓の人、外国人</b>	世帯全員の住民票謄本 (家族全員の続柄記載のもの)		○ <b>(注1)</b>	○ <b>(注1)</b>	○ <b>(注1)</b>	○	○	○	市区町村	
	学生の人	学生証又は、在学証明証				○				学校	
	収入あり	現在働いている人	収入の確認出来る書類 (直近3ヶ月分給与明細、源泉徴収票、雇用契約書、市・県民税納税決定通知書などいずれか)		○	○	○	○	○	○	勤務先
		各種年金等受給者	年金額が確認出来る書類 (直近の年金改訂通知書、年金振込通知書、通帳コピーなどいずれか)		○	○	○	○	○	○	ねんきん事務所
		個人事業・不動産所得等のある人 (継続性を有するすべての収入)	確定申告書 (複数年分の経費明細書、収支内訳書など含む)		○	○	○	○	○	○	税務署
		<b>*上記複数該当の人</b>	<b>*上記該当すべての書類 (収入は全て合算して算定する為)</b>		○	○	○	○	○	○	各取扱先
	収入なし	無職・無収入の人	課税・非課税証明書		○	○	○	○	○	○	市区町村
		退職して1年未満の人	退職が確認出来る書類 (退職証明書、社会保険資格喪失証明書、退職時源泉徴収票、雇用保険受給者証などいずれか)		○	○	○	○	○	○	前勤務先
		今年個人事業を廃業した人	個人事業の廃業届		○	○	○	○	○	○	市区町村
		別居の人 (単身赴任は除く)	仕送りの金額が確認出来る書類 (振込受領書、通帳、ネット明細など直近3ヶ月分) <b>*手渡しは認められません。</b>		○	○	○	別居は認められません			金融機関

\*提出頂いた個人情報健康保険組合の業務以外には利用いたしません。